

建設局

第1 審査の概要

1 審査の対象

(1) 一般会計

(2) 財産

2 実地審査場所

建設局

3 審査の方法

知事から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、建設局執行分を審査した。

審査に当たっては、

(1) 決算計数は、正確であるか

(2) 予算の執行は、適正かつ効率的になされているか

(3) 財産の取得、管理及び処分は、適正に処理されているか

などに主眼を置き、決算書等及び証拠書類の照合等を行うとともに、関係部局から決算についての説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第2 審査の結果

1 決算計数について

審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数は、誤りのないものと認められる。

なお、財産に関する調書の計数については、次のとおり、その一部に誤りが認められた。

(1) 財産管理

ア 公有財産について

<土地>

(ア) 土地 21万8,672.11m² (街路事業用地) が過大に登載されている。

2 事業執行等について

特に意見を付する事項はない。

第3 決算の概要

1 歳入歳出決算の状況

(1) 一般会計

ア 歳入

(単位:千円、%)

科 目(款)	予 算 現 額	収 入 済 額	比較増()減額	収 入 率
分担金及負担金	12,821,370	12,628,049	193,320	98.5
使用料及手数料	23,962,589	23,809,836	152,752	99.4
国 庫 支 出 金	114,386,183	100,552,086	13,834,096	87.9
財 産 収 入	2,304,447	1,471,385	833,061	63.8
繰 入 金	875,694	706,942	168,751	80.7
諸 収 入	5,254,098	4,222,562	1,031,535	80.4
計	159,604,381	143,390,862	16,213,518	89.8

歳入は、第6款分担金及負担金ほか5款であり、予算現額1,596億438万余円、収入済額1,433億9,086万余円、比較減額162億1,351万余円、収入率89.8%である。

歳入の主な内容は、

- ・ 分担金及負担金のうち、街路整備事業に伴う連続立体交差工事等の土木費負担金
126億2,804万余円
- ・ 使用料及手数料のうち、道路占用料等の土木使用料
237億8,349万余円
- ・ 国庫支出金のうち、街路整備事業における国庫補助金等の土木費国庫補助金
666億2,971万余円
- ・ 諸収入のうち、生活再建資金貸付金の返還に伴う貸付金元利収入等の土木費貸付金元利収入
18億5,308万余円

である。

なお、第7款使用料及手数料(項:使用料)において、不納欠損額(2,463万余円)及び収入未済額(2億2,266万余円、うち霊園管理料1億1,445万余円)が、第9款財産収入(項:財産売払収入)において、収入未済額(1,081万余円)が、第12款諸収入(項:延滞金及加算金、項:貸付金元利収入、項:雑入)において、不納欠損額(215万余円)及び収入未済額(16億1,553万余円、うち生活再建資金貸付金12億9,239万余円)が生じている。

イ 歳 出

(単位:千円、%)

科 目 (款)	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	執 行 率
土 木 費	479,400,844	414,951,921	41,418,402	23,030,520	86.6
諸 支 出 金	115,520	115,516	0	3	100.0
計	479,516,364	415,067,438	41,418,402	23,030,523	86.6

歳出は、第9款土木費及び第16款諸支出金の2款で5項42目に区分し執行しており、予算現額4,795億1,636万余円、支出済額4,150億6,743万余円、翌年度繰越額414億1,840万余円、不用額230億3,052万余円、執行率86.6%である。

土木費の主な執行内容は、

- ・環状第7号線等の路面補修及び街路樹等の整備に要したもの

(項)道路橋梁費 (目)道路補修費 154億4,843万余円

- ・交差点改良等の交通安全施設の整備に要したもの

(項)道路橋梁費 (目)交通安全施設費 132億8,703万余円

- ・淵上日野線等の道路の整備に要したもの

(項)道路橋梁費 (目)道路整備費 158億62万余円

- ・環状第5の1号線、鉄道連続立体交差化等の都市計画街路の整備に要したもの

(項)道路橋梁費 (目)街路整備費 1,806億1,761万余円

- ・大師橋等の橋梁整備に要したもの

(項)道路橋梁費 (目)橋梁整備費 97億3,568万余円

- ・国が直轄施行する道路事業等への負担金に要したもの

(項)道路橋梁費 (目)直轄事業負担金 324億8,693万余円

- ・神田川等の河川の改修に要したもの

(項)河川海岸費 (目)中小河川整備費 238億1,144万余円

- ・国が直轄施行する河川事業等への負担金に要したもの

(項)河川海岸費 (目)直轄事業負担金 102億4,839万余円

- ・東伏見公園等の公園緑地の造成に要したもの

(項)公園霊園費 (目)公園整備費 348億8,611万余円

である。

翌年度繰越額は、繰越明許費407億8,782万余円、事故繰越6億3,057万余円で、繰越明許費の主な内容は、都市計画街路の整備に係る328億5,527万余円、道路の整備に係る13億3,673万余円及び中小河川の整備に係る13億6,029万余円である。

2 財産の管理状況

ア 財 産

区 分	平成 1 8 年度末現在高	平成 1 7 年度末現在高	増 () 減
1 公有財産			
土 地	23,226,389.38 m ²	22,842,118.41 m ²	384,270.97 m ²
建 物	281,674.20 m ²	281,688.04 m ²	13.84 m ²
動 産	船 舶 5 隻 (282.70 総トン)	船 舶 5 隻 (282.70 総トン)	0 隻 (0 総トン)
	浮棧橋 5 個	浮棧橋 5 個	0 個
物 権	地上権 3,433.97 m ²	地上権 3,776.51 m ²	342.54 m ²
	地役権 142.67 m ²	地役権 142.67 m ²	0 m ²
無 体 財 産 権	特許権 3 件	特許権 3 件	0 件
	著作権 3 4 件	著作権 3 4 件	0 件
	商標権 1 件	商標権 1 件	0 件
	意匠権 1 件	意匠権 1 件	0 件
出資による権利	14,537,000,000 円	14,537,000,000 円	0 円
2 物 品	1 , 6 2 1 点	1 , 6 1 7 点	4 点
3 債 権	10,688,671,847 円	11,757,202,929 円	1,068,531,082 円

建設局で所管している財産は上表のとおりであり、その主な増減事由は、

- ・土地の増加は、汐入公園の敷地（10万3,228.35m²）を都市整備局から所管換したことなどによるもの
- ・建物の減少は、多摩動物公園の動物舎（266.62m²）を除却したことなどによるもの
- ・物品の増加は、第三建設事務所の自動車の購入等によるもの
- ・債権の減少は、生活再建資金貸付金等が減少したことによるもの

である。

イ 債権のうち貸付金の年度末残高

(単位:千円)

貸付金の種類(名称)	平成18年度末残高	滞納(収入未済)額
生活再建資金貸付金	6,467,363	962,292
沿道整備資金貸付金	34,500	0
道路事業資金貸付金	4,186,685	0
合 計	10,688,548	962,292

貸付金の年度末残高及び滞納額は元本を記載している。